

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

道路を整備し、安全なまちづくりと地域産業を振興する計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県、日高川町

## 3. 地域再生計画の区域

和歌山県日高郡日高川町の全域

## 4. 地域再生計画の目標

### 4-1 地域の現況

日高川町は、和歌山県の中央部日高郡の北部に位置し、平成17年5月1日に市町村合併（旧川辺町・旧中津村・旧美山村）により誕生した町である。

東西約35km、南北約10km、総面積331.65k㎡の東西に細長い形をしており、和歌山県内では田辺市、有田川町に続いて3番目に広い面積であり、東は田辺市、南は田辺市及び印南町、西は御坊市及び日高町、北は広川町及び有田川町と接している。

自然環境では、白馬山脈、東西部には真妻山脈が連なり、森林が総面積の約9割を占める緑輝くまちであるとともに、中央部には日高川が東西に大きく蛇行して流れ、下流域に人口集積地区があるほか、日高川及び支流に沿って集落が点在している。また、美山温泉愛徳荘、かわべ天文公園、南山スポーツ公園、森林公園などの多彩で魅力ある観光・交流施設を有している。

現在の人口は、9,776人（2017年国勢調査）で、高齢化率は34.4%と町内の3人に1人は高齢者となっている。人口統計においては、今後さらに高齢化が進み、2045年には、約50%と町内の2人に1人が高齢者になると推計されている。

交通アクセスについては、高速自動車道として、近畿自動車道紀勢線が町の西部を縦貫し、川辺インターチェンジが設置されているほか、国道424号、主要県道御坊美山線・御坊中津線を中心に、国道1路線、県道12路線（主要県道6路線、一般県道6路線）、町道558路線によって広域に形成されている。

本町の産業については、農業、林業、工業が行われているが、その中でも、町面積の約9割（28,927ha）を占める森林資源を活用した木材生産や日本一の生産量と知名度を誇る「紀州備長炭」、シイタケ、シキミ、サカキなど特産林産物の生産を行う林業が主要な地域産業となっている。

#### 4-2 地域の課題

日高川町の人口は、減少を続けており、1965年から2015年の50年間で、5,774人減少しており、減少率は37%となっている。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によれば、5,580人まで減少し、高齢化率は約50%と町内の2人に1人が高齢者になると推計されている。高齢化の進行により、本町の地場産業や地域文化を担っていく若者が少なくなり、町の存続が危ぶまれる現状となっている。

日高川町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路整備を計画的に進めてきたが、全体的に整備が遅れている。町道においては、狭あいな箇所や急カーブなどの改良を要する箇所が多いほか、通行不能になると孤立する集落が多数みられる。

近い将来に発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への備えや過去に類を見ない台風・集中豪雨など異常気象への対策としても、広域道路網に接続する主要県道御坊美山線を骨格に、迂回路など地域における交通円滑化に資する町内の道路網整備が不可欠となっている。また平成23年紀伊半島大水害で日高川が氾濫し、伊藤川地区の集落が孤立したことから、山間部の集落が孤立しないため、町道林道の整備が必要である。

日高川町の主要な地域産業となっている林業は、木材需要の停滞や価格の低迷などを背景に、林業不振の状況が長期にわたって続いてきた中で、林業従事者の減少、高齢化、さらには有害鳥獣による被害の増加などとも相まって、生産活動が停滞傾向にあり、森林機能の総体的な低下が懸念されている。今後は、森林施業の集約化及びきめ細かな路網整備を通じて、施業の低コスト化を図りつつ採算性を高め、基盤整備の充実や労働力の確保など、持続的・安定的な木材生産を推進していく必要がある。

観光客数においては、ここ数年間は横ばい傾向にある。また、ほとんどが日帰り客となっており、年間を通してより多くの人々が訪れ、滞在する観光地づくりに向けた一層の取り組みが求められる状況にある。

#### 4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により町道と林道を一体的に整備することにより、災害時に国道の迂回ルートの確保、孤立する集落の解消、集落から都市部への走行時間の短縮、地域の主たる産業である林業の促進等の整備を行う。

これらの取組により、地域再生を総合的・一体的に推進するとともに、異常気象等による風水害など災害時における緊急アクセス路を確保するため、林道・町道・県道のネットワークの強化を図り、安全で快適な通行を確保するための整備を進め、産業の振興を積極的に図り、安全安心なまちづくりと地域産業の振興を目指すものである。

##### (目標 1) 災害時救援ルートの確保

国道 424 号の災害時に迂回路となる町道 3 ルートの内 1 ルートの整備を行う。

確保率：1/3 ルート（平成 26 年度）→2/3 ルート（令和 1 年度）→3/3 ルート（令和 6 年度）

##### (目標 2) 集落から避難所へのアクセス路の確保

伊藤川地区、藤野川地区にある集落の孤立の解消

1/2 集落（令和 1 年度）→ 2/2 集落（令和 6 年度）

##### (目標 3) 集落から都市部への走行時間短縮便益

48,802 千円/年（令和 1 年度）→ 24,401 千円/年（令和 8 年度）

##### (目標 4) 森林資源の搬出時間の短縮

7 分（令和 1 年度）→ 4 分（令和 8 年度） 3 分の短縮

##### (目標 5) 森林整備による材積の増加

212,660 m<sup>3</sup>（令和 1 年度）→ 244,359 m<sup>3</sup>（令和 8 年度）

## 5. 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

交通の骨格となる国道 424 号・主要県道御坊美山線を基軸に、災害時に町道を迂回できる「町道愛川線」の整備等ルート多重性を確保するほか、伊藤川地区・藤野川地区の集落の安全に資する「町道伊藤川藤野川線」の整備を行い、集落から都市部への走行時間短縮便益をあげるために「町道大又岡本線」の整備を行う。また、地域産業である林業の振興を図るため、「林道小谷線・新行線・川合湯ノ又線・小藪川線」の整備を行う。

### 5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備か所を示した図面による。

- ・町道 道路法に規定する町道に認定済み。( ) 内は認定年月日。

町道伊藤川藤野川線 (昭和 6 2 年 3 月 2 0 日)

町道大又岡本線 (昭和 5 8 年 9 月 2 2 日)

町道愛川線 (昭和 5 1 年 1 2 月 1 4 日)

- ・林道 森林法に基づく紀中地域森林計画書 (平成 28 年～平成 38 年) に路線を記載

林道小谷線

林道新行線

林道川合湯ノ又線

林道小藪川線

[施設の種類] [事業主体]

- ・町道 日高川町
- ・林道 和歌山県、日高川町

[事業区域]

- ・日高川町

[事業期間]

- ・町道：令和 2 年度～令和 8 年度
- ・林道：令和 2 年度～令和 8 年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 5,700m、林道 6,986m
- ・総事業費 2,685,107 千円 (うち交付金 1,342,553 千円)
  - 町道 2,080,000 千円 (うち交付金 1,040,000 千円)
  - 林道 605,107 千円 (うち交付金 302,553 千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

指標・年度	基準年	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
指標 1 集落から都市部へのアクセス走行時間短縮便益	48,802 千円/年	45,549 千円/年	40,307 千円/年	34,975 千円/年	31,451 千円/年	27,926 千円/年
指標 2 森林資源の搬出時間の短縮	7分	7分	7分	5分	5分	4分

R7 年度	R8 年度
25,486 千円/年	24,401 千円/年
4分	4分

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

町道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な整備が可能となり、災害時における安全安心なまちづくりや林道整備により輸送効率が向上される。以上のことから、地方再生の目標達成に資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

町道伊藤川藤野川線、町道大又岡本線 及び 町道愛川線は、日高川町国土強靱化計画に基づき実施するものである。

また、林道小谷線、林道新行線、林道川合湯ノ又線及び林道小藪川線も、日高川町国土強靱化計画に基づき実施するものである。

### 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「道路を整備し、安全なまちづくりと地域産業を振興する計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置 検討なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 間伐材出荷促進補助事業

内 容 森林所有者自らが間伐し、材を出荷するものに対して補助を実施することで、他の補助事業による森林施業の対象とならない森林についても整備を促進する。

実施主体 日高川町

実施期間 平成 24 年～

##### (2) 紀州材需要創出補助事業

内 容 紀州材（和歌山県の森林から産出され、和歌山県内で加工された木材）を使って、日高川町内に家を新築・増改築・リフォームしようとする者に対して費用の一部を補助することにより、木材の地産地消を促進し、地域の林業振興を図る。

実施主体 日高川町

実施期間 平成 24 年～

##### (3) 里山生活空間保全補助事業

内 容 日高川町内に居住する者に対して、その住居に隣接している立木が倒木を生じて家屋に危険を及ぼす恐れがあるときに、その立木を伐採する場合や、また、里山における鳥獣害防止の目的で家屋周辺の立木を伐採する場合に、伐採費用の一部を補助する事業である。これにより、里山における生活空間の保全を推進する。

実施主体 日高川町

実施期間 平成 30 年～

(4) 素材生産量の増産に備えた中間土場の整備についての検討及び推進

内 容 原木の安定取組や流通コスト削減のため、製材・合板・チップ用材までの効率的な選木、仕分けを行いトータル搬出をする中間土場を設置する。また、市場や県内外の大口需要先への大型トレーラーによる大量一括輸送を推進し、森林所有者への適正な利益還元をする。

実施主体 日高川町

実施期間 平成 28 年～

(5) 森林資源の活用による循環型社会の構築・林内環境の整備

内 容 森林資源の循環利用とは「植える-育てる-収穫する-適材適所で使う-植える」というサイクルを指す。その中の再生林に対して支援を行い、森林所有者が安心して皆伐できるシステムを構築し、循環型林業を目指す。あわせて地域材の需要拡大を推進し、災害に強い森林を目指す。

実施主体 日高川町

実施期間 平成 28 年～

(6) 避難道路、避難施設の整備

内 容 各地区の集会施設の耐震改修、防災・減災体制の拠点となる防災センターの整備、南海トラフ地震等への備えとして、避難道路、避難施設の整備を行う。

実施主体 日高川町

実施期間 平成 27 年～

(7) 土砂災害の未然防止策の推進

内 容 土砂災害防止施設（急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等）の整備促進を行う。

実施主体 日高川町

実施期間 平成 27 年～

(8) 国土強靱化、大規模災害発生に備え、リダンダンシーの確保に資する交通インフラ整備

内 容 幹線道路の橋梁耐震化、法面強化や近畿自動車紀勢線（有田～南紀田辺間 4 車線化）と川辺フルインター化の早期供用促進を図る。

実施主体 日高川町

実施期間 平成 27 年～

## 6. 計画期間

令和2年度～令和8年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価の手法

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に和歌山県日高川町が必要な事務事業評価等を行い、速やかに状況を把握する。定量的な目標に関わる基礎データは、和歌山県日高川町の建設課、林業振興課、企画制作課、住民課の各種実績、森林組合が管理するデータを用い、中間評価、事後評価の際には、各種データを確認することにより評価を行う。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和1年度 (基準年度)	令和4年度 (中間年度)	令和8年度 (最終目標)
目標1 災害時救援ルートの確保	2/3ルート	2/3ルート	3/3ルート
目標2 集落から避難所へのアクセス路の確保	1/2集落	1/2集落	2/2集落
目標3 集落から都市部への走行時間短縮便益	48,802 千円/年	34,975 千円/年	24,401 千円/年
目標4 森林資源の搬出時間の短縮	7分	5分	4分
目標5 森林整備による材積の増加	212,660 m <sup>3</sup>	212,660 m <sup>3</sup>	244,359 m <sup>3</sup>

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
災害時救援ルート の確保率	日高川町建設課による進捗度及び道路整備完了の 事業評価より
集落から避難所への アクセス路の確保率	日高川町建設課による進捗度及び道路整備完了の事 業評価より
集落から都市部への 走行時間短縮便益	日高川町建設課による進捗度及び道路整備完了の事 業評価より
森林資源の搬出時間 の短縮	日高川町林業振興課及び紀中森林組合による毎年 の実績（森林整備面積、森林資源の搬出時間）結果より
森林整備面積の拡大	

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
  - ・ 事業の進捗状況
  - ・ 総合的な評価や今後の方針

#### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め、中間評価及び事後評価の内容を速やかにインターネット（和歌山県日高川町役場建設課ホームページ）により公表する。